解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年九月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

高知県香美市土佐山田町宝町一丁目二番一号

財団法人奥物部開発公社

代表清算人　門脇　槇夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年九月十九日仙台市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月五日）の翌日から二箇月以内に申し出て下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

仙台市太白区富田字上野西三八番一

仙台市山田田中前土地区画整理組合

清算人代表　渡邊　忠雄

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

神奈川県藤沢市辻堂新町一丁目四番三〇号

医療法人社団厚敬会

清算人　彼末　卓郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月十八日開催の理事会の決議並びに長野県知事の認可により平成二十三年四月三十日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

長野県佐久市中込一丁目二九番地三

医療法人長静会

清算人　小宮山　嵩

解散公告（第二回）

当法人は平成二十四年九月十九日開催の総会の決議並びに滋賀県知事の認可により、平成二十四年十月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

滋賀県栗東市安養寺七九八番地四七

社団法人滋賀県装削蹄師会

代表清算人　福田　勝之

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

兵庫県宝塚市東洋町一番一号

財団法人宝塚市都市整備公社

代表清算人　秋山　守

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

山口県防府市鋳物師町五番三八号

医療法人大内クリニック

清算人　植田　隆

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年八月三十一日寄附行為所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

高知県高知市一宮中町一丁目二一番六号

財団法人あおい保育園

代表清算人　中山　裕司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月二日開催の正会員通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

福島県福島市御山町二番五号

社団法人福島県民放テレビ放送中継施設整備協会

代表清算人　樫村　重慶

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年九月十九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

栃木市河合町八番一八号

医療法人柏戸会

清算人　柏戸　禮子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年九月二十一日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

長野県塩尻市大門八番町九番四〇号

塩尻駅南地区市街地再開発組合

代表清算人　米窪健一朗

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年五月三十日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、平成二十四年九月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

大阪市阿倍野区阿倍野筋三丁目一〇番一号

あべのベルタ地下二階二二七

社団法人大阪卵業協会

清算人　村上　昇

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十四年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年十月十七日

岡山県総社市新本七〇八一番地の二

財団法人新本地区有山林管理会

清算人　渡邊　繁雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市元江別八一九番地五二、最後の住所北海道江別市元江別八一九番地の五二　被相続人　亡　小林　考志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十七日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四　レジディア大通公園二階　黒川・吉田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　悟志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県胆沢郡金ケ崎町西根大谷六七番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　及川　豊喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十七日

岩手県奥州市水沢区大手町四丁目一八番地

相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡利府町しらかし台二丁目一七番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　村井　忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十七日

宮城県仙台市青葉区大町二丁目三番二二号

第五菊水ビル四階

相続財産管理人　横田　由樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県飽海郡遊佐町藤崎字家ノ上七三番地三、最後の住所山形県飽海郡遊佐町藤崎字家の上七三番地の三・七三番地の四　被相続人　亡　佐藤　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十月十七日

山形県酒田市亀ヶ崎二丁目四番三九号

相続財産管理人　藤井　正寿